単　位　事　務　名	
生産物等の売買契約	
根拠及び参考法令	鹿児島県契約規則
項　目	処　理　方　法
契　約 解説および実例	鹿児島県契約規則に基づき契約を締結する。 1　生産物等は，校内で処分されるほか市場等へ出荷販売することが多い。この場合において恒常的に出荷販売する相手方との契約を締結することが必要である。 2　一般的には，出荷方法，数量，価格の決定，手数料の率，並びに売上金の納入方法等を的確にしておくべきであるが，農産物の種類によってそれぞれ契約条項が変わってくる。